

Ⅲ カテゴリー区分について

1 カテゴリー区分

カテゴリー区分については、環境省が第4次レッドリスト(2014、2015)で採用した、絶滅確率等の数値基準により客観的な評価を加えたカテゴリー(以下「環境省カテゴリー」という。)に準じた各カテゴリーを採用した。しかし、環境省カテゴリーにおいて採用する定量的要件(数値基準)は、今回の調査対象となった多くの動植物種について、過去の数量的なデータが存在しない等の理由から採用しなかった。

さらに、生物多様性の保全に資するための基礎資料として、絶滅危険度からの評価のみならず、宮城県独自の視点から、「要注目種」というカテゴリー区分を設けた。これらの種は現時点では本県で普通に見られるため、環境省カテゴリーに準じた絶滅危険度から設定した各カテゴリーには該当しないものの、特徴のある生息・生育状況等により注目すべき種として定義づけたもので、具体的には「隔離分布種」、「分布北限・南限種」、「基準産地種」、「その他」の4種を設定した。

以上のことを踏まえて、環境省のカテゴリー区分と本県のカテゴリー区分の対応関係は表1、本県で採用したカテゴリー区分は表2のとおりであるが、前回の宮城県レッドデータブック(2001)とカテゴリー区分に変更はない。

表1 環境省カテゴリーと宮城県カテゴリーの対比

環境省カテゴリー	宮城県カテゴリー
絶滅(EX)	絶滅(EX)
野生絶滅(EW)	野生絶滅(EW)
絶滅危惧I類 絶滅危惧IA類(CR) 絶滅危惧IB類(EN)	絶滅危惧I類 絶滅危惧IA類(CR) 絶滅危惧IB類(EN)
絶滅危惧II類(VU)	絶滅危惧II類(VU)
準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧(NT)
情報不足(DD)	情報不足(DD)
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	宮城県独自のカテゴリー
	要注目種 隔離分布種 分布北限・南限種 基準産地種 その他

表2 カテゴリー区分

区分および基本概念	具体的要件
絶滅 Extinct(EX) 本県ではすでに絶滅したと考えられる種	環境省カテゴリーの「絶滅」に相当 過去に本県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、本県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅 Extinct in the Wild(EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省カテゴリーの「野生絶滅」に相当 過去に宮城県内に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧I類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 本県において絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	環境省カテゴリーの「絶滅危惧I類」に相当 次のいずれかに相当する種 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 [絶滅危惧IA類] Critically Endangered(CR) ごく近い将来における野生での絶滅の可能性が極めて高いもの。 [絶滅危惧IB類] Endangered(EN) IAほどではないが、ごく近い将来における野生での絶滅の可能性が極めて高いもの。

絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 本県において絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	環境省カテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」に相当 次のいずれかに該当する種 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化している。 ③大部分の個体群でその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。
準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存在基盤が脆弱な種 本県において、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、「絶滅危惧Ⅰ類」として上位に移行する要素を有するもの。	環境省カテゴリーの「準絶滅危惧」に相当 次に該当する種 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。 具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれのあるもの。 ①個体数が減少している。 ②生息状況が悪化している。 ③過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 ④交雑可能な別種が侵入している。
情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	環境省カテゴリーの「情報不足」に相当 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 ①どの生息地においても生息密度が低く希少である。 ②生息地が局限されている。 ③生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。 ④生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。
絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	環境省カテゴリーの「絶滅のおそれのある地域個体群」に相当 次のいずれかに該当する地域個体群 ①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見えた場合、絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。

宮城県独自のカテゴリー

区分及び基本概念	具体的要件
要注目種 本県では、現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種	本県独自のカテゴリー 宮城県内では、現時点では普通に見られるため、上記のカテゴリー(※1)には含まれないが、下記に該当するため、その生息・生育状況に注目すべき種 ※1「絶滅～絶滅のおそれのある地域個体群」カテゴリー
隔離分布種	本県では、現時点では普通に見られるものの、日本における分布が稀である種又はその分布が分断されている種
分布北限・南限種	本県では、現時点では普通に見られるものの、日本における分布の北限又は南限とされる種
基準産地種	本県内に基準産地を有する種
その他	隔離分布種、分布北限・南限及び基準産地種には当たらないが、各分科会において、注目に値すると考えられる種

2 植物群落のカテゴリー区分

本県においては、種レベルでの評価に加え、県内の貴重な植生を有する地域についても、「植物群落」として評価対象に加えている。これは「植物」という種レベルでの絶滅危険度を考える一方で、「生物多様性の保全」という視点においては、空間的な広がりを有している生態系保全の一単位として欠かすことのできない植物群落の検討が必要との考えからである。

しかし、植物群落については、その群落を構成する単一の種は絶滅しているが、優占種は残存している場合があり、また、優占種も破壊され、群落が消滅した場合でも、土中に種子が埋没していることも考えられ、遷移の過程を経て将来復元する可能性もあり、これらを群落の消滅（壊滅）と一概に判断することはできないことから、種レベルと同様の絶滅危険度等によるカテゴリー区分や評価付けを行うことは困難である。

さらに、絶滅危険度から判断した場合、植生の遷移の流れの中で、他の植生に代替されていくものや人為的な破壊による危険性が高いもののみが上位ランクに位置づけられることになり、一方でその分布が貴重な意味を持った植生であっても、現在、保護・保全策が講じられている場合は、全く評価されないという問題点もある。

以上のことから、植物群落のカテゴリーは、県内の貴重な植生を有する個々の群落が現在どのような価値を持っているかについて、周辺の状況等の要素を勘案した上で評価を行った。

なお、本県で採用したカテゴリー区分は表3のとおりであるが、前回の宮城県レッドデータブック(2001)とカテゴリー区分に変更はない。

表3 植物群落カテゴリー区分

D	壊滅
4	壊滅状態 群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する
3	壊滅危惧 群落は対策を講じなければ徐々に悪化して壊滅する。
2	破壊危惧 群落は当面保護されているが、将来破壊されるおそれがある。
1	要注意 群落は、現在保護・管理状態が良く、当面破壊されるおそれが少ない。しかし、監視は必要である。